

令和4年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年6月15日 午後 1時29分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	小倉博
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

副市長	横瀬典生
市長公室長	槌田浩幸
総務部長	大久保昌明
都市建設部長	根本和幸
参事	廣原正則
総務課長	豊崎伴之彦
都市整備課長	篠崎政彦
企画監	羽成英明

出席書記名

道路課	白井悠大
生涯学習課	長田千絵美
議会事務局	柏崎博子
議会事務局	折本尚充

## 議 事 日 程

令和4年6月15日（水曜日）午後 1時29分 開 議

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第34号 複合交流拠点施設等整備事業用地の取得について
- (2) 議案第35号 和解について
- (3) 議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

### 2. 閉 会

---

開 会 午後 1時29分

○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、昨日に引き続き、令和4年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第34号 複合交流拠点施設等整備事業用地の取得についてを引き続き議題といたします。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この複合交流施設事業と都市計画整備事業、これは、別々の事業だと思うんですね。それで、都市公園整備が今回含まれていますけれども、都市公園事業と複合施設を一緒にしていますよね。

そうすると、用地を購入するために、無理やりくっつけているのかというふうに思うんですけれども、職員も、現在は都市計画事業じゃないのに、平気で先日的一般質問の答弁の中でも、複合交流施設に隣設する都市公園についての答弁をしているようでしたけれども、この辺の認識についてお尋ねします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時31分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時34分]

○参事（廣原正則君）

申し訳ございません。ただいまのご質問でございますが、立地適正化計画のアンケートの中では、神立駅周辺にコミュニティー機能、図書学習機能、行政機能、公園機能を備えたものを造ってほしいという意見がございました。それらを踏まえまして、都市公園も含めた複合施設を整備するという考え方でございます。

[佐藤文雄委員「答弁に答えていない」と呼ぶ]

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時35分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時35分]

○矢口龍人委員

質問に答えてください。

○参事（廣原正則君）

先ほどご説明したところで、複合施設と公園を併せて造るという考え方でございまして、それらについては今回進めていきたいという考え方でございます。特に問題はないと考えております。

○矢口龍人委員

問題がないと思うのはあなたの考えであって、私は大きな問題があると思う。都市公園と名乗るといことは、都市計画法にのっとっての都市公園なのか、そのところをしっかりと説明してください。

○参事（廣原正則君）

こちらについては、今回公園と複合施設を設置した後に条例等の規定に入れると。公園については都市公園条例というのがございますけれども、それらに当てはめるということでございます。

○矢口龍人委員

よくそんなでたらめなと言えますね。ここ、議会の席ですよ。

先日の一般質問で、都市公園についての1人当たりの必要面積が5平方メートルとかで、現在1人当たりの公園面積が何平方メートルとかという、それで県内で何番目に低いとかという答弁がありましたけれども、これらに必要とされる面積の根拠はどこにあるのか。これ、答弁した方に答弁願えますか。

○参事（廣原正則君）

こちらについては、都市建設部のほうで答弁はしてございますけれども、私のほうから改めて答弁させていただきたいと思います。

市の都市公園等の設置及び管理に関する条例第2条の3の規定に定めておりまして、市街地の都市公園の1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上としております。それに基づくと、現在は住民1人当たり0.74平方メートルとなっております、不足面積はおよそ8.3ヘクタール、不足率は85.3%となっております。

○矢口龍人委員

面積の根拠を教えてください。

○参事（廣原正則君）

ただいま申し上げたとおり条例の規定でございます。

○矢口龍人委員

それから、都市計画法では、都市計画で定めるほかとの地域と異なり、単に道路を造るとか、下水道整備を造るとかではなく、指定した一定の区域、これ、全体を面で捉えた将来のまちづくりの構想に基づく、その中で道路や上下水道、公園などの整備箇所や配置箇所などを選択し、事業化していくものだと思います。

その中で、これら整備事業費には都市計画税の導入が絶対的で、当市以外どこの自治体も導入しているんですけれども、理由としては、一定の区域に特化した事業であること、2、他の地区である6号線や北部地区や霞ヶ浦地区の農村部の市民の血税を使い、還元もされない事業であること、3、一方で、道路や公園等が整備されることで、市街化区域にある個人所有の土地建物の私的財産の評価額の付加価値が高くなっていくこと、市街化区域以外の多くの市民の理解が得られますか。それを打開するのが都市計画税の導入なんですよ。

私的財産に付加価値のつく市街化区域の皆さんに、固定資産税の数%を都市計画税として納めてい

ただき、都市計画事業の一部財源として補填することで公平性が担保され、地域の市民からも理解が得られ、市街化区域の事業が進められるまちづくりだと思いますけれども、いかがですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時40分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時41分]

○副市長（横瀬典生君）

それでは、ただいまの件、お話し申し上げます。

既に、都計税の話などはかなり前から議論等は進めておりまして、当然将来にはそのような形を進めていくというものでございますので、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。

○矢口龍人委員

副市長、将来の話じゃないんですよ。これ、常磐線沿線で都市計画税入っていないの、かすみがうら市だけですよ。

それで、あと申し加えると、牛久市は固定資産税の0.3%が都市計画税なんですけれども、もう要するに都市計画区域の工事がほとんど完了したということで、減額しようということで0.1%にしようという、そういう自治体もあるんですよ。分かりますか、言っている意味。まだ、今から将来にわたって、何を言っているんですか。そんなめっちゃくちゃなこと言って、そんなことが市民に通じますか。

この後、向原の話もありますけれども、あれなんかだって都市計画決定していないでしょう。都市計画決定するということは、きちっと都市計画税を入れると、財源とすると、それによって公平な事業が出来上がる。

今回のこの11億円なんか、だって高倉とか牛渡の人、関係ないでしょう。こんな不公平なことないんじゃないですか。何でこんな不公平な事業があるんですか。

[佐藤文雄委員「それも大規模だもんな」と呼ぶ]

○矢口龍人委員

本当に皆さんの理解、この議会の中では理解を得ているんでしょうけれども、議員さん方の理解は。だけれども、市民の理解は得られないと思いますよ。

○副市長（横瀬典生君）

るご心配をいただいておりますけれども、ただいまの都市計画税の問題について、それぞれ自治体によって違うスタイルでやっているということだと思います。それはこれからも導入しようとするところもあるし、今おっしゃったように下げていくところもあるということですから、その点を違う自治体と比べて、いけないとか、悪いとかという話にはならないというふうに思っております。

○矢口龍人委員

都市計画決定したら、速やかに都市計画税を導入しろというのが国の方針ですよ。違いますか。

○副市長（横瀬典生君）

それぞれやり方が違うので、遅い、早いもあるわけでございます。そこをご理解いただかないと、何もできないです。

○矢口龍人委員

何もできないのではなくて、やるべきことをやらないから言っているんですよ。やれば公平な税制になるでしょうと、市民にも理解が得られるのではないですかということですよ。やらないでそういうふうなこと、よく言えますよね。

私も、千代田町からかすみがうら市、ずっと、おかげさまで24年も議員やらせてもらっていますけれども、本当に何度も何度も都市計画税の導入に関して、私もその話ししていたと思いますよ。ところが、全然。結局、何でそうなのかなと思ったら、人気取りなんですよ。要するに、増税すると自分の人気に影響するといっぺやらなかったのかなというふうに、今まで長く見てきて、そういうふうには私は取れるんですけども、もう少しきちんと法律を理解して、それで本当に将来のまちづくりというのを見たときには、やはり必要なものなんですよ。それをそういうふうに入して、ちゃんとした行政手続を経て、やはり、市はまちづくりをやるべきなんじゃないかなというふうに思いますがいかがですか。

○副市長（横瀬典生君）

いろいろお話をいただきましたけれども、我々もそういったことは認識しながら、さらに進めていくというのが実態でありますから、何とぞご協力をお願いしたいと思います。

○設楽健夫委員

昨日、途中で終わってしまっていた瑕疵担保。昨日の仮契約書の4ページ、第8条の件なんですけれども、それでまず昨日の段階で資料請求をしていましたけれども、エビデンスはないと。日立側のこれに関する書類についても報告はできないと。あるいは、日立が有害物質9項目に対する処置について、どのような書類を提出して、どのような書類を受けているのかということについても確認はできないと。もう一つは、この発生原因について分析しているのかということについても答弁がない。

再度ここで確認なんですけれども、日立に関する文書、あるいは、日立が有害物質9項目に対する処理の関連書類について、閲覧することもできないんですか。

○参事（廣原正則君）

これについては、私たちも閲覧してございますので、閲覧することはできます。

○設楽健夫委員

とするならば、今私が提出した書類について提出することができるじゃないですか。何で提出しないんですか。閲覧記録ができるんでしょう。閲覧しかできないじゃなくて、閲覧をした記録がなかったら駄目だと言っているんですよ。

○参事（廣原正則君）

私たちは閲覧をしまして、それについては野帳等に取りまとめて、今回提出させていただいております。

○設楽健夫委員

そこまで提出しているんだとするならば、まず1つは、有害物質9項目の数値については閲覧して我々に報告をしていますね。それ以外のものについては、それは報告して、私が要望している資料について何で報告ができないんですか。

○参事（廣原正則君）

閲覧した情報については全て公表してございます。

○設楽健夫委員

委員長、公表しているというんですから、その目録を提出するようにお願いします。

○参事（廣原正則君）

ただいま私が言ったのは、閲覧した内容を野帳等に取りまとめて、さらに今回作成させていただいた提出資料として提出をさせていただいております。

○設楽健夫委員

どの資料ですか。具体的に言ってください。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時50分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時51分]

○参事（廣原正則君）

こちらについては、5月31日付で提出させていただいております。全員協議会資料の追加資料として出させていただいております。埋設物の処分状況確認書とともに土壌調査結果概要資料として提出をさせていただいております。

○設楽健夫委員

この土壌分析結果表は出てきていますよ。エビデンスはないと。閲覧してつくった文書だと。これはFM推進室でつくった文書ですね。

私が資料請求しているのは、日立製作所の2.9ヘクタールの第2種有害物質9項目に関する報告書について提出してくださいと言っているんですよ。日立のを閲覧したとするならば、その目録を示してくださいよと言っているんですよ。その目録が出ているんですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時52分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時59分]

○参事（廣原正則君）

当該用地は、地権者が土壌汚染対策法の規定に基づいて県への届出を行っております。そこでは特定有害物質等が埋められていたなどの土壌汚染対策法の規定は当てはまらず、土壌の調査の義務はございませんでした。それについては、茨城県の資源循環推進課のホームページに、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況にも当該用地は掲載しておらず、土壌調査の必要はないとされております。

しかし、地権者が任意で土壌汚染対策法にのっとり調査方法にて実施しております。その報告された結果については、市の担当者が閲覧をして、資料としてまとめたものを今回提出させていただいております。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時01分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時01分]

○設楽健夫委員

今、答弁がありましたけれども、資料請求した報告書全部と、やり取りの提出している全部、これがどういうものなのかを知りたいんで、問題がないというふうに言っているんですけども、その内容について、こちらでも吟味して調べたいので出してくれというふうに言ったんですよ。

○参事（廣原正則君）

こちらについては、土壌の調査については地権者が行っていることから、原本については所有者が保有して、こちらとしては地権者からの書類を本市担当職員が閲覧し、まとめたものでございます。

担当職員3名により、基準値以下であることを確認しております。また地権者からの同意が得ら

れないことから、原本の提出はできません。

○設楽健夫委員

委員長、閲覧した書類の目録を出すようにお願いします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時03分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時05分]

今、私、委員長に振られたので、私としては、設楽委員から書類の提出要請がありましたけれども、そのことについて答弁を求めたいと思います。

○参事（廣原正則君）

その書類につきましては、地権者、日立さんからの書類でございますので、今の段階では出せるかどうか確認しないと分かりません。

○設楽健夫委員

私、書類請求しましたよね、4つ。特に重要なのは2と3、エビデンスのほうについてはないということですから、私は提出されてきている書類の目録によって、この土壤汚染防止法に対してどういうふうに適しているのかということについて、弁護士とも相談しますよ。そういうことを言っているんですよ。

私たちがまとめたものがこれですと、エビデンスも何もない中で、あるいはどういう書類をもってこういう形でまとめてきているのかも分からずに私は判断できませんので。ですから、今の答弁に基づいてよろしくをお願いしますね。特に資料請求で出した2と3。4のほうについては、昨日会議録、電話のメモについても出せませんという答弁でしたので、これは出せないと。2と3については今の答弁で対応していただくということで、委員長も確認をお願いします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時07分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時08分]

○参事（廣原正則君）

資料につきましては、設楽委員に対する資料請求に対する回答といたしましては、全部で4項目ありまして、1番と2番は提出させていただいております。

1番については、埋設物調査結果概要資料のエビデンス全部ということで、これについては提出をさせていただいております。

2番目の日立製作所2.9ヘクタールの第2種有害物質9項目に関する報告書全部というのは、これについては、当室からの野帳、書き取り表ですね。それについて提出をさせていただいております。

○設楽健夫委員

元に戻してください。そんな話をしているんじゃない。

○参事（廣原正則君）

3番については、日立製作所2.9ヘクタールの土壤汚染防止法に基づき提出している書類及び関連書類全部ということで、これについては、日立のほうの書類ですので、不存在ということで回答させていただいております。

また、4番の日立製作所の協議、会議録全部については、担当が政策経営課ではございますが、こ

れについては不存在ということで回答させていただいています。

○設楽健夫委員

2の項目については、報告書と言っているのは、FM推進室が出している報告書を言っているんじゃないんですよ。日立が出している報告書ですよ。その目録を全部出してくださいと。例えば、有害9項目物質をどのように分析していくのか、どこに依頼しているのか、どういう項目でやっていくのか、そういう書類があるはずなんですよ、役所に出している。そのことを言っているんです。これはFM推進室の出している報告書のことじゃないですよ。だから、3と2は一緒ですよ。

○参事（廣原正則君）

こちらについては、回答していますとおり、原本等については提出できません。

○設楽健夫委員

それでは、日立のほうに確認をして、その結果の報告をお願いします。

○参事（廣原正則君）

目録等の提出については確認をさせていただきたいと思います。

○設楽健夫委員

では、よろしくお願いしますね。その次にどういう展開があるのかということも勘案しながらやってください。

次の質問に移ります。

瑕疵担保条項の8条の件について、昨日途中で終わりましたよね。この件については、残留物件の処理ということで第8条に記載してあるという答弁でした。その内容は、土地の引渡し期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存在するときは、乙は甲に代わって当該物件を移転することができるものとして書いてあるんですよ。これの土地の第1条第1項に規定する物件というのは、具体的にはどういうことですか。

○企画監（羽成英明君）

こちら、契約書の1条にある物件でございまして、そちらのものに、土地に物件が存在するときということなので、その土地にあるものについてのことを指しているものでございます。

○設楽健夫委員

瑕疵担保責任の瑕疵、ここに移転物件とありますよね。一般的に、一般的にというか、瑕疵担保というふうに言った場合の瑕疵の中には、土壌の汚染、そういうものも含まれるんですよ。ところが、ここにそういう記載はないと。瑕疵担保責任の条項がないんですよ、実質上。土地契約の中で何らかの不具合、あるいは購入者のほうに不都合が出てきた場合には、普通は原因者負担でそれを解決していくというのが基本ですよ。

停車場線のときには、これを協議事項とするということで覚書をたしか交わしていますよね。そういう項目もないんですよ、これ。何か事ができてきたらどうするんですか、これ。どうするんですか。

○企画監（羽成英明君）

この契約書上で記載がないものについては、民法の適用規定によって民法の適用を受けて、日立のほうで責任を持ってやっていただくというような、そういう事例があったときには日立のほうで責任を持ってやっていただくということでございます。

○設楽健夫委員

瑕疵担保条項の中で、今危惧される、そういうものについて、なぜ記載しないんですか。ましてや、あそこから有害物質9項目が少量であれ出ているんですよ。その原因分析からすれば、石炭殻とかそ



ういうものを埋めたときには、そこから派生するというのも、いろんなものを調べると出てくるんですよ。そうなってくると、瑕疵担保責任条項は必要あるんじゃないですか。市民の命と健康を守る事柄に関係することですよ。答弁願います。

○企画監（羽成英明君）

市としては、この契約の内容の条項のほかに、民法の規定による瑕疵担保の責任の部分で補ってあげるということで考えてございます。

○設楽健夫委員

売買契約書の中で瑕疵担保責任は必ず出てきますよ。越境物というふうに言った場合には、中に建物だとか、いろんなものが出てきたときには、必ず不動産物件の中でもめ事になりますよね。あるいは、土壌汚染だとかそういうものが発生した場合には、これも争議になりますよね。だから、瑕疵担保責任条項を入れるんですよ。何で入れないんですか。

○参事（廣原正則君）

今回については、所有者が埋設物については完全に撤去し、また土壌の検査も行って問題がないと分かった上で購入することになりますので、特に問題ないと考えております。

○設楽健夫委員

瑕疵担保責任というのは、想定できないものに対して、後にそれが現出したときには、それに対応する条項ですよ。それを今、日立が言っているから未来永劫にわたって大丈夫だと、市民に説明するんですか。答弁求めます。

○参事（廣原正則君）

先ほど、羽成企画監が言ったように、こちらについては民法の規定によって対応したいと考えております。

○設楽健夫委員

今、市の答弁は、民法によって答弁するから瑕疵担保責任条項は必要ない、もう一つは日立がやっていることだから、これを信用して瑕疵担保責任は必要ない、条項は必要ない、この2つの確認でよろしいですか。

○参事（廣原正則君）

こちらについては、今回仮契約書ということで交わさせていただいておりますけれども、その前に合意書ということで交わさせていただいております。その中では、解体撤去を行っていたり、埋設物の撤去の確認等の規定がございます。それらに基づいて埋設物を撤去し、また土壌検査も特に問題がないということになったことから、今回仮契約書を締結させていただいたというようなことでございます。

○設楽健夫委員

この有害物質9項目の数値のエビデンスはないと。それで、日立が出している様々な書類については、これから日立に照会をして議会のほうに提出をしてもらうということになっていますよね。そのことと併せて、堂々巡りになりますからこれでやめますけれども、整理すると、1つはエビデンスは出せない、ないと。それで、土壌汚染防止法に関わる書類についての日立が持っている書類については、これから確認していくと。私が出した2と3ね。回答しているんだから分かりますよね。それで、瑕疵担保責任は日立がやっているから必要ないと、民法上対応していくから必要ないと、これでよろしいんですね。

○参事（廣原正則君）

ただ、今、日立がやっているからいいということではなくて、これが仮契約書の中の全てであって、これにないものは民法で対応するというようなことでございます。

○設楽健夫委員

答弁が変わりましたよ。

○川村成二委員長

設楽委員に申し上げます。

具体的に何が変わっているという捉え方をしているのかを発言してください。

○設楽健夫委員

瑕疵担保責任の中で、有害物質等の項については、日立がないと言っているんだから、これには問題ありませんと、先ほどの答弁はそうだったんですよ。今は民法で全て適用しますというふうに答弁が変わったんですよ。

○参事（廣原正則君）

私が申し上げているのは、所有者が埋設物については撤去して、また土壌の検査も行って問題がないと分かったことから、市の担当が確認をして分かったことから仮契約書を締結したというようなことでございまして、特に日立だからどうのこうのというわけではございません。

○設楽健夫委員

所有者の報告書に基づいて問題なしということね。日立という固有名詞が出てくるところに問題があるとするならば、それは取り去ってもいいですよ。でも、日立であることは間違いないんだけど、契約書の相手がそうだから。そういう意味では、今3つ確認しましたね。よろしいですか。3つ大丈夫ですね。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時22分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時32分]

○企画監（羽成英明君）

目録については、今現在確認をして、相手の方の確認をしたいと思っております。

あと、有害物質の書類についても確認を、土壌汚染防止法の届出についての内容についても確認をいたします。

あと、瑕疵担保責任の部分でございましてけれども、法律的なもので言いますと民法の規定でございまして、本契約書の中の12条の項目の中で、その他ということで、この契約に定めのない事項は、この契約に疑義を生じたものについては関係法令等に従い、互いに信義を重んじ、誠意をもって甲乙協議して進めるものとするというようなことでございまして、それを受けて民法の規定の責任を取っていただくというようなことになるかと思っております。瑕疵担保責任についても、ここの項目で契約書はうたっているというようなことでございます。

○設楽健夫委員

瑕疵担保責任のことについては12条でうたっていると、その字句は全然ないんですけども、瑕疵担保責任については民法で対応していけると、あるいは、いくというふうに答弁したほうがいいんじゃないですか。じゃないと、12条の議論になっちゃうんですよ。

○企画監（羽成英明君）

12条の規定を基に、民法のほうで対応していきたいと思っております。

○設楽健夫委員

瑕疵担保条項がないということに対して、2つの理由でこれに対応していくということを言っているんですよ。だから、12条というふうに、民法で対応していきますと、先ほどからそれを言っているんですよ。そしたら、そういうふうに整理して答弁してもらえればいいんじゃないですか。

○企画監（羽成英明君）

民法の規定で対応してまいります。

○設楽健夫委員

瑕疵担保はだよ。

○企画監（羽成英明君）

瑕疵担保については民法の規定で対応してまいります。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時34分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時35分]

○企画監（羽成英明君）

瑕疵担保責任については、今現在の民法上の規定によりますと契約不適合責任ということで、その規定に基づいて対応してまいります。

○設楽健夫委員

瑕疵担保責任については、その条項がここがないということについての契約書上の不備について話をさせてもらいましたけれども、先ほどのFM推進室、執行部の答弁はそういう内容ですから、そのことで今後議論をしていきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、昨日の不動産鑑定評価会社の参考人聴取のときに、参考人が暗黙の同意で埋設物なしとしたという説明がありますね。ここで言う暗黙の同意というところについて、何らかの暗黙の同意の、そういう瞬間があったんですか。

○企画監（羽成英明君）

暗黙の同意ということについては、考えますと、一般的にそういう契約を進めるときには、不動産鑑定のほうでの一般的なやり方でやったというような考え方ではないかと思います。

○設楽健夫委員

その前に、話は聞いていたが、公表しなかった、こういう説明があったんですよ。これはどういうことなんですか。市が具体的に対応しているんですよ。それで不動産鑑定士の人が、埋設物について話は聞いていた、公表しなかった、暗黙の同意で埋設物なしとしましたと。ということは、市がこういう対応をしていたということじゃないんですか。

○企画監（羽成英明君）

その時点の契約のことについては分かりません。

○設楽健夫委員

この点については、昨日の不動産鑑定会社の参考人の答弁については、吟味をして報告を後ほどお願いします。もう一つは、参考人の聴取のときの会議録を本会議までに出していただきたい。

[佐藤文雄委員「本会議の前」と呼ぶ]

○設楽健夫委員

発言を修正します。

不動産鑑定評価会社の参考人聴取の会議録については、本会議の前に会議録を提出していただきたい。要望です。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時39分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時41分]

ただいま設楽委員から要求のありました、会議録を議会最終日前に提出という件につきましては、会議録研究所に音声データを送って、その部分だけを抜き出してやるということですので、粗原稿という形になると思いますが、議会事務局を通してフォローさせていただきたいと思います。

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

今回、新しく面積を増やしましたよね、複合交流施設を。それでかなりの金額になりました。これはもう既に1回交付の申請をしていると思うんですが、この申請の手続についてどのようになるのでしょうか。教えていただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時43分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時47分]

○企画監（羽成英明君）

全体事業費の見直しについては、4月に行ったのは今年度分の事業費の補助金のものについてでございます。全体事業費の見直しについては、年度で担当となる県のほうと協議しながら申請をやっていくというような状況でございます。

○佐藤文雄委員

全体的見直しにはならないということなんですか。今回は建物が大きくなりましたよね。今度は建築も高騰しているということも書いてありますよね。金額全体が大きくなったでしょう。これは手続上はただ増加で簡単に済ませられているんですか。

○企画監（羽成英明君）

今回の補助対象となります都市再編集中支援事業は、今回のこの事業だけではなく、ほかの街路事業であるとか、そういったものも含めた事業ですので、全体申請の中からの増加分というようなことでございますので、その案件ごとに協議になるというようなことございました。

○佐藤文雄委員

都市再生事業の一部なんですか、今回のこの複合交流施設。今、矢口委員も言ったように、都市計画法に基づかない都市公園、これも含めて。では、これは複合交流施設だけじゃなくて、都市公園や、ほかにもこの都市再生事業交付金の申請がされていると。

では、その内訳を教えてくださいよ。それを今度はどういうふうに直すのか、どういうふうに直すのか。それはいつ申請を行ったのか。

去年の令和3年2月に第1回目やったわけでしょう。令和3年の1月か2月にやったでしょう。その後は今回ですか。その年度も、いつやったのかも教えていただけますか。

○企画監（羽成英明君）

まず、全体事業の都市再編集中事業の全体のことについては、これからまた確認しますけれども、

今回の事業につきましては、神立停車場線の自転車のナビマーク、あと市道8-0381号線の歩道整備事業、神立停車場線照明施設事業、あと複合交流拠点施設、都市公園防災倉庫整備、あと神立駅東口歩行者専用道路整備などのものを併せて、都市構造再編集中事業というような位置づけで申請しているものでございます。

○佐藤文雄委員

だから、その内訳を出してくださいと言ったでしょうよ、金額も。それで、今回こういうふうになったわけでしょう。これをまた申請し直す、まだ申請を出していないと。だったら、それは出していないと言えればいいじゃないですか。

まず、第1回目はいつやったんですか。令和3年1月、2月じゃないんですか。そのときはどういうふうな中身だったんですか。

それが今度は令和4年度というか、令和4年度の予算の中で、この都市再編集中交付金はどのような中身になったのか、その変遷が分からないとき。

複合交流施設は前と、令和2年と変わらない。最初はね、令和4年。

今度はアンケートか何か知らないけれども、かなり増えちゃったわけでしょう、1.4倍ぐらいに。金額まで増えちゃったわけじゃないですか。これはいつやるんですか。まだやっていないんですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時52分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時06分]

○参事（廣原正則君）

ただいまの佐藤委員からの質問につきましては、都市建設部のほうで答弁させていただきます。

○都市建設部長（根本和幸君）

都市再生整備計画につきましては、都市整備課のほうで担当していますので、担当の篠崎課長からご説明させていただきます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、先ほどの本要望につきましては全体5年間の計画ということで、令和3年度から令和7年度の分につきましては、令和3年1月13日に本要望をしている状況でございます。

そちらのほうを踏まえまして、毎年度4月当初に当該年度の申請をするということとなっております。

ちなみにですが、来年度、令和5年4月につきましては、これから6月に概算の要望をして、また12月にその精査をしたものが令和5年度4月の申請になるということでございます。

○佐藤文雄委員

だから、内訳が分からないということですね。内訳を出せと言ったんだよ。集中支援事業が複合交流施設だけじゃないよと。羽成企画監がいろいろ言ったでしょう。言いましたよね。それが全体が幾らなのかが分からないですよ。つまり、今1月13日に申請したよというこの申請の中身、これを何か申請したやつが、今、タブレット端末でアップされているようですが、これが全体なんですか。

それが令和7年までの流れで、申請を決まった段階で更新をしていくということのように聞こえておりますが、そうすると、今回は令和3年と令和4年の違い、令和5年、令和6年、令和7年と、どういうふうになるのか。

それが令和5年4月のことについては、今回、今精査して申請をする予定だというような意味のこ

とを言ったと思うんですが、では、その内訳はどうなっているんですかということも含めて内訳を教えてくださいませんか、その流れと。もう一度お願いします。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時09分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時10分]

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今、タブレット端末のほうに掲載させてもらっているものにつきましては、5年間の全体事業費でございます。

先ほどもちょっとお話ししましたが、毎年度、単年度に申請をしまして、それというのは前年度の実績とか、そういうものを踏まえまして、精査をした中で継続的に事業を進めていくという内容でございます、すみません、詳細については、今の時点ではこちらではお答えできないもので、申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

これは令和3年から令和7年までのやつで、開始年度と終了年度がありますね。令和3年、終了年度のやつは、もう既にこれは交付されて使ったということなのかなと思います。

あとは、このいわゆる私たちが今問題になっている複合交流施設が、今言った当初1556.5平方メートルが令和3年1月13日に申請したときですから、これが令和5年までに交付してもらおうということだから、そうすると、令和4年の段階のやつは、変更はまだされていないと、今から変更をするということになるというふうに理解してよろしいですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

令和5年度の事業につきましては、今年度、令和4年6月に概算の要望をいたしまして、その後、令和4年12月にまたその精査した要望をさせていただいた中で、令和5年度4月の交付申請という流れになります。

○佐藤文雄委員

令和3年度のやつはもう既に申請はしたと。でも、申請はしていても、まだその申請で段階を踏んでいて、県にまず出すわけでしょう。その次に関東地方整備局のほうに回って、本庁にはまだ届いていないんですね。

この前、私が言ったように、本庁のほうに要請に行きましたね。5月30日で国土交通省の都市局市街地整備課の企画担当官2名と会って話したんですよ。まだ来ていませんよと。私のほうは、裁判が結審するまでは認可するなよというふうに申し入れたけれども、まだ申請が来ていないから、それは申請が来たら粛々と進めますというふうな答弁だったんですよ。

いずれにしても、こういう情報は提供すること自体が非常に効果的だったというふうに思われますけれども、だから、そういう流れから言うと、去年の1月30日に申請して、まだ本庁のほうに許可の申請が届いていないというのはどういうことでしょうか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今回の用地取得の費用につきましては、今年度の4月に申請を県のほうにしております、それが上の機関、本庁のほうに行っているかどうかは、こちらも承知しておりません。

○佐藤文雄委員

何、これ全体じゃないの。土地は別なんですか。土地は別で、土地については今年度の4月に申請し

たんですか。複合交流施設は去年の1月30日だけれども、土地については今年の4月に申請したんですか。いや、これ、びっくりですよ。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

土地購入につきましては、今年の4月の申請でございます。

ただ、それは前年度において概算を6月に要望しまして、12月に精査した要望をして、翌年、今年の4月に本申請という流れになりますので、いわゆる毎年、その状況に応じて単年度ごとに交付申請を行っていくものでございます。

○佐藤文雄委員

複合交流施設そのものについては、だから土地は申請していなかったということだね、簡単に言う。これ、この内容を見ると複合交流施設が11億1100万円だよ。でしょう、これ。交付対象が10億4800万円ですね。

公園もありますが、これはこの複合交流施設に関わる公園なんですか。それとも、これは別の公園なんですか。防災倉庫もそうですか。ちょっとこれを教えていただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時17分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時18分]

○都市整備課長（篠崎政彦君）

すみません、先ほど事業の本要望につきましては、令和3年1月13日に出しております。それで、その年度ごとに行う対象事業がございまして、本日は、その年度ごとに行う事業を、今、資料を持ち合わせてございませんので、明確な答えはできないんですけども、先ほどお話ししたとおり、令和4年4月の本申請で用地の関係の申請はしている状況でございます。

○佐藤文雄委員

これ、長々やってもしょうがないから、流れも含めて次年度、これ、終了年度が令和3年というのもあるでしょう。これもなっていますので、令和3年度に終わった、令和4年度はこうだというのを後でいいですから出してくれますか。よろしいですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今おっしゃるとおり、令和3年度の実績のほうは出させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

令和3年度の実績と、もう、令和4年の申請したわけでしょう。その申請の中身も教えてください。よろしいですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい、令和4年度の交付申請の内容も提示したいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤文雄委員

もう結構です。

あと、ちょっとFM推進室に聞きたいんですが、勤労青少年ホームありますよね。あそこを取り扱うことになっていますよね。それに代替えとして複合交流施設というのがあるんじゃないかなと、私は勝手にそう思っているんですが、そうすると、複合交流施設の建設と勤労青少年ホームの解体というか、これはリンクしているのかなというのが質問。それで、それはいつ頃を予定しているのか。これ、2つちょっと答えていただけますか。

○企画監（羽成英明君）

複合交流施設につきましては、令和7年度に、今、完成の予定でございますが、勤労青少年ホームにつきましては、ウエルネスプラザをつくったときにその起債の財源にしたものとして、施設の集合化に伴う起債でございますので、ウエルネスプラザがオープンしたことに合わせて、以降5年間で集約化したということで、勤労青少年ホームのほうも廃止するというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

ちゃんと分かるように言ってください。

ウエルネスプラザは一昨年、去年、おとしだっけ。そうすると5年間の中で再編するということであれば、あと3年ぐらいしかないじゃないですか。3年だったら、今令和4年だから、3足すと令和7年じゃないですか。そうすると、この複合交流施設の令和7年とリンクするんじゃないですか。だから、そういうふうに言っていただけますか。

だから、結果的には、複合交流施設の建設と同時に、この勤労青少年ホームは解体になってしまうという流れになっているんじゃないでしょうか。いかがですか。

○企画監（羽成英明君）

時期的には、複合交流施設のオープンの時期と勤労青少年ホームの廃止ですか、解体ではなくて廃止する時期というのかぶってはくるかと思うんですけども、それが直接そこ、複合交流拠点をつくるから廃止しますということではございません。

○佐藤文雄委員

だから、それはいいよ、だから、実際には、設管条例を廃止するのは、令和7年ですというふうに答えればいいじゃないですか、じゃ。令和7年に設管条例は廃止しますと。リンクするわけではないけれども、複合交流施設は令和7年度にオープンするようになりますと。ですから、市民の皆さんには、今、勤労青少年ホームを使っている方がいらっしゃるわけですから、困ることはないよというのが答えなんじゃないの。

だから、そういうことを、市民が今使っているわけだから、複合交流施設のリンクはないと言っても、それとリンクせざるを得ないじゃないですか、今使っているんだから。ウエルネスプラザに行けと言ったって、全然違うでしょう。そこを言っているんですよ。いかがですか。

○企画監（羽成英明君）

複合交流拠点の設置のことで勤労青少年ホームの廃止については、そういうことで時期的には市民の方に迷惑かけないような時期になるかとは思っております。そういう時期になる、令和7年の時期をオープンと廃止のほうで進めてまいります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

この用地取得には反対でありますけれども、昨日の井坂鑑定士との質疑で多くの疑問が出てきましたよね。2万9000平方メートルに及ぶ土地を、立会人もなし、リスクも負わないでやるというのは、



鑑定上はあり得ないということです。

鑑定の調査項目に土壤汚染等が入っているにもかかわらず、確認事項も発注者側とやり取りもしていません。発注者、市ですね。市がこの土壤汚染について説明しないですけれども、何か非常に曖昧な答弁がありました。まさに、こういう土壤汚染はないよというふうに無理やり認識をさせたままで更地としたという疑いが出てきました。まさに、市当局から依頼を受けて、希望価格どおりに設定した鑑定書だったんじゃないかなと。本来であれば、近傍の土地の評価額をしっかりと調べなきゃいけないですよ。神立停車場線も近くありますよね。私はそういうことで話をしましたが、まともな答弁はありませんでした。

いずれにしても、日立製作所が自ら建築廃材を埋設したことは明らかですね。その埋設物を除去するのは当然だと思います。しかし、この場所から少量でもヒ素が検出され、そのほかの有害物質が出ている、検証が必要だというふうに設楽委員が言いましたが、その検証がなかなか難しく、我々に納得いく中身がありません。ですから、この日立製作所の土地は、まさに公共用地としては、全く適していないということは明らかではないでしょうか。何よりも請願にあるように、この用地が下稲吉中学校区の中心から遠く離れており、これ土浦市の隣接地ですよ、多くの市民が利用する場所としては不適切であるということでもあります。

立地適正化計画に基づくまちづくりについては、都市機能誘導区域という点で、まちの中心部、生活拠点を想定しておりまして、徒歩や自転車などにより安易に容易に移動できる程度の範囲が望ましいとされているわけでありまして。

そういう意味では、請願の中にもありましたが、市保有地、稲吉ふれあい公園を活用すれば、11億円の土地購入費用は必要ない。土地の購入はやめて、その分、施設の充実に回すべきだと考えて、反対討論とします。

○川村成二委員長

ほかに討論はございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 3時30分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時30分]

次に、議案第35号 和解についてを議題といたします。

ここで参考人招致について報告いたします。

一昨日の会議において決定いたしました、参考人招致につきまして、連帯保証人3名を招致することで、本委員会として議長に通知し、出席要求を行いました。

議会事務局で参考人を招致するべく調査しましたが、連帯保証人3名の情報が議案書等に記述がなく、また、執行部に問い合わせたところ、非公開情報のため、該当者を特定することができませんでした。

よって、連帯保証人3名の参考人招致については、非公開情報のため、招致することができませんとの通知が、議長から本委員会宛てにありましたので、ご報告いたします。

それでは、都市建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（根本和幸君）

都市整備課、篠崎課長のほうから補足説明をさせていただきます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、議案第35号 和解についてのご説明をさせていただきます。

議案書は79ページから82ページ、議案概要書は21ページから23ページとなります。

議案書79ページをお願いいたします。

本案につきましては、本市と株式会社常陽銀行との間で係争中の平成31年（ワ）第146号 損失補償等請求事件等の裁判上の和解を水戸地方裁判所において成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

その下、1、事件名及び事件番号、2、当事者につきましては記載のとおりでございます。ご覧いただければと思います。

次のページ、80ページをお願いいたします。

事件の概要でございます。

向原土地地区画整理組合の土地地区画整理事業におきまして、組合の常陽銀行、J A水郷つくば及び筑波銀行に対する貸金債務について、本市が各金融機関に対し損失補償を行っていたものであるところ、組合の借入金返済が滞り、各金融機関が組合に対しては貸付金の返済を、連帯保証人には連帯保証債務の履行を、本市には損失補償の履行をそれぞれ求める訴訟を提起したものでございます。

次に、訴訟の経過及び和解の勧告についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、タブレット端末22ページをお願いいたします。

先日、全員協議会でもご説明させていただきましたが、令和元年5月15日にJ A水郷つくばを原告とする貸金等返還請求事件の第1回口頭弁論期日がございまして、その後、常陽銀行及び筑波銀行から同様の訴訟が併合審理とされ、これまでに19回の期日を迎え、3年が経過しているところでございます。

それら経過の中で、令和3年12月2日の弁論準備期日の日に裁判所から和解勧告がございまして、本年4月15日の期日の日に和解条項が裁判所から示されたところでございます。

その内容につきまして、本市を除く各当事者につきましては承諾の意向を示しているところでもございます。

次に、議案書に戻りまして、80ページをお願いします。

4の和解の内容について説明させていただきます。

(1) から (3) につきましては、金融機関3社への解決金について示されている内容でございます。

申し訳ございません、タブレット端末のほう、22ページの割付表もご覧ください。

右側、常陽銀行に対しまして、市は2149万9021円を、JA水郷つくばに対しましては3650万円を、筑波銀行に対しましては8100万円を、それで総額で1億3899万9021円でございます。

次に、議案書にお戻りください。80ページから81ページになります。

(4) から (6) につきましては、各金融機関に対しましての解決金の支払い期限及び支払い方法について示されている内容でございます。振込によりまして、令和4年7月29日までに支払うこととされてございます。

次に、(7) から (9) につきましては、和解条項のうち、和解が成立した後の組合と本市の関わりについて示されている内容でございます。組合は、事業終了のための残業務の着手及びその費用の支払いについては、事前に本市に報告するなど、土地区画整理法第123条に基づき事業終了の процедуруを行うとともに、事業終了時に発生した残預金につきまして、終了後、速やかに振込により本市に支払うこととされてございます。

次の(10)以降の条項につきましては、和解に係る一般的な事項を示している内容でございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

今回の和解内容につきましては、単に各金融機関への支払いにとどまるものではなく、本年11月で組合設立30年を経過しようとしているところでもございます。早期の事業完了、組合の解散並びに清算など、組合事業の結了、また事業地内にお住まいの市民の皆さんの安心、安定的な住環境の確保、提供を図ってまいりたいと考えてございます。ご理解とご承認のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。なお、法令を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言していただくことを求めます。

それでは、質疑等ございますか。

○佐藤文雄委員

とても認められないですよ。この向原土地区画整理事業については、ずっと一般質問を含めてやってきたんですよ。資料請求を行いましたら、令和4年6月7日の資料請求の回答の中にもあります。6月1日付で資料請求したところ、私が今まで6ヘクタールの事業に6億7556万円も公金を投入されているというふうに、これ以上投入する必要はないというふうに言っていました。この資料の請求の中に、その他雑工事で平成6年度に1724万1000円を市で支出とありますね。これはどういう中身ですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

こちらの雑工事、平成6年度に実施しております1700万円の市の支出につきましては、大変申し訳ございません、資料がございませんで、お答えすることができません。申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

だって、資料請求して、ここに書いてあるんだよ、支出と。それ、資料がないから答えられませんじゃおかしいでしょう。何のための資料請求で、これ、書いてあるんですか。おかしいでしょう。資料がありませんで、資料がなくて、これ、1724万1000円と書いてあるの。これ、おかしいでしょう。資料ないで、これ、審議ストップだよ、そしたら。審議ストップ。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時42分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時45分]

○都市整備課長（篠崎政彦君）

大変申し訳ございません。資料としては、こういう資料で一覧表として残ってはいたんですけども、こちらの1700万円の内訳については把握してございません。申し訳ございません。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時45分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時45分]

答弁を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

すみません、かなり古いデータでございますので、ここでお答えすることはできません。申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

もうどれだけ公金が投入されているかという問題なんですよ。これをなくして和解金なんてとんでもないですよ。ほかにもありますよ。これ、組合事業、私はこれ、都市計画決定もされていない民間の開発事業だと。ただ、形だけは組合という形になっているけれども、これにかなりの公金が支出されているんですよ。そこで普通の民間の事業は上下水道、その開発業者がやるんですよ。ここは市が特別な計らいでやっているんですよ。それ、幾らですか、上下水道。上下水道の金額は幾らですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

こちら、組合のほうの事業計画書の中で、公共下水道の事業につきましては、市の施行事業ということで1億2300万円になります。

○佐藤文雄委員

これは下水道ですね。水道は。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

水道の本管工事については組合施行となっております。

○佐藤文雄委員

組合施行というのは組合が事業をやったと。それで、下水道だけは市のほうで負担をしてやるよというふうな中身ですよ。ということは、簡単に言うと、1億2300万円を市のほうのお金でこの向原土地区画整理のほうに公金を投入したということになりますよね。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

そうすると、今解決金が1億4000万円でしょう。これを入れたら、もう1億2300万円もここに入れているんですよ。これ、本当に必要ないというふうに思いますよ。

それに今1724万1000円があるわけでしょう。そうすると、1億4000万円になってしまうじゃないですか。これ、やる必要ないですよ。

私、前に質問するとき、向原土地区画整理事業の施行前と施行後について、公共用地と宅地、保留地、その面積は何平方メートルなのかという質問をしております。その内訳、教えていただけます

か。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

施行前の面積につきましては、公共用地といたしまして5,456平方メートルでございます。その他、宅地等民有地につきましては5万4771平方メートル、合わせまして6万平方メートルでございます。

○佐藤文雄委員

数字はほぼ合っていると思いますが、それ、施行前ですね。施行後はどうですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

施工後の公共用地につきましては1万3185平方メートル、民有地につきましては3万635平方メートルになります。

○佐藤文雄委員

保留地は幾らですか。合計言ってください。だって、6万平方メートルになったわけでしょう。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい。

○佐藤文雄委員

6万が6万になっているわけですから。ですから、今、公共用地が1万3200、いくつだったでしょうか。

○川村成二委員長

数値をまとめて答弁してください。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

施行後、公共用地につきましては、先ほど1万3000平方メートルと申し上げたのですが、すみません、訂正させていただきます。1万6060平方メートル。民地につきましては3万635平方メートル、保留地につきましては1万3562平方メートル、合わせまして6万258平方メートルとなります。

○佐藤文雄委員

これ、数字合わせて、当初の6万が6万になって、保留地が今1万3562平方メートルで、宅地が3万635平方メートルですね。公共用地、道路とか調整池とかそういうのですね、これが1万6060平方メートル、合わせるとそういうふうになるというふうにおっしゃっていますが、そうすると、私が平成25年のときに質問をしているのですが、この施行が平成15年に終わった途端に、保留地を優先的に販売しないで、組合がですよ、組合の中で仮換地をもう安く売り払ったということが事実としてあるんですね。それはご存じですよ。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい、承知しております。

○佐藤文雄委員

それで、保留地が変わっていないと。それで、どのぐらい今宅地が、いわゆる山林、田んぼ、原野が、それが宅地に変わったでしょう。つまり、ほとんどあそこは二束三文のところだったんですよ。それが宅地になったと。

今言ったように、6億7556万円プラス1億4000万円、もう8億円以上かけて公費を投入していると同じなんですね。それで土地の評価が上がったわけです。固定資産評価を当時近隣の土地の評価を聞きましたら、平方メートル当たり固定資産税評価額2万4346円だったんですよ。これ、資料にありますよね。いただいた資料に書いてありますよね。

ここで、いわゆる保留地がまだ売れていないと思うんですが、平成25年の時点で、実際には仮換地

としてあったやつが実際にはどれだけ売り抜けたのかというのがちょっと気になるんですが、いずれにしても、どのくらいの仮換地を、売り払ってしまった仮換地、残っている仮換地、その内訳は分かりますか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

仮換地の面積といたしまして、3万155平方メートルございまして、そのうち。

○佐藤文雄委員

あれ、3万635平方メートルじゃなかった。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

すみません、私が今持っている資料はちょっと古い資料でございまして、そのデータで申し上げます。申し訳ございません。

そちらの仮換地の、いわゆる先に売買した面積につきましては9,515平方メートルでございます。ただ、現段階で組合のほうの資料につきましては、平成26年度以降については組合のほうに全て移管してございますので、ちょっと古いデータになります。よろしくお願いします。

○佐藤文雄委員

ですから、売り抜けたのが9,515平方メートルでしょう。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい。

○佐藤文雄委員

ということは、単純に3万635平方メートルから9,515平方メートルを引けば、仮換地で現在財産として残っているというふうに判断されますが。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

すみません、3万155平方メートルです。

○佐藤文雄委員

今、3万635平方メートルだったからさ。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

3万155平方メートルになります。

○佐藤文雄委員

この辺、だからちょっと違うのね。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい。

○佐藤文雄委員

3万。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

155。

○佐藤文雄委員

だから、こういうのもちゃんと言ってよ。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい。

○佐藤文雄委員

3万155平方メートル。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

マイナスの。

○佐藤文雄委員

マイナスの。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

9,515平方メートルです。

○佐藤文雄委員

9,515平方メートルだと、これ、2万640平方メートルですね。これに、今、令和4年の固定資産税評価額は幾らになっていますか。分からないよね。ちょっと調べたんですが、これ、今2万2700円だそうなんです。そうすると、何と4億6852万8000円財産あるんですよ。ですから、組合員は、皆さんもご存じなのか分かりませんが、17人ぐらいだったんだよね。それがいろいろ変遷もありますけれども、実際にはあそこに、向原にいた人たちというのは、田んぼだったり、畑だったり、また梨畑やったりしていた人もいますけれども、それが10ヘクタールを6ヘクタールに縮小したんですよ。それで、都市再生の事業で補助金をもらって施行した結果、土地が上がったんですけども、そのときに実際には地主の方は2人しかいなかったんですよ、そこに住んでいる人は。あとはみんな不在地主なんです。じゃないですか。どうですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただいたときに、組合のほうの事業計画の中で、今ほどの6ヘクタールの土地につきましては、約12名の方で人口密度が1ヘクタール当たり2名という内容でございます。

○佐藤文雄委員

いや、私が言っているのは、不在地主でしょうと言ったの。17名か16名か知らないけれども、私、これデータあるから、2人なんです。あとは不在地主なんです。そこに住んでいないんです。そういうことなんです。だから、財産なんです、そこはまるっきり。自分の財産なんです。そうじゃないですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

委員のおっしゃるとおりだと思います。

○佐藤文雄委員

もう既に、平成25年に当時の宮嶋光昭市長が保留地を全部売って損失補償をやめたんですよ。そのときの保留地が、これ、変わっていないと思いますけれども、1万3562平方メートルですか、今おっしゃいましたからね。それで、金額を前に聞きましたら、4億3930万3135円というふうにデータもらったんですが、これはもう既に一括して不動産会社に売っているんですよ。ですから、保留地はもう全部完売したという形になっているんじゃないですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

委員のおっしゃるとおりでして、平成25年のときに全部で最後に12区画残ってございまして、そちらにつきまして一括販売している状況でございます。

○佐藤文雄委員

合計が4億3930万3135円で間違いはないですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい、そのとおりです。

○佐藤文雄委員

それで、私は何回もこれ言っているんですけども、損失補償の問題なんですけど、平成15年の第4回定例会、私が質問しているんですよ。一体事業が成り立つのか、損失補償はどのようなときに起きるのかとただしました。その当時の都市計画課長は、組合からの回答を紹介しますなんて言ったんですよ。組合ですよ、だから。組合からの回答。

平成15年3月定例議会において5億2000万円の損失補償の議決を賜ったが、これらの目的は金融機関等の万一の損失を補償することによって、融資を容易にして特定の事業の振興を図ることを趣旨としている、このため単にある債権が弁済を受ける時期が到来したからといって損失補償するものではない、債務負担行為で町が多額な支出をすることになっているというような発言があるが、さも向原土地区画整理事業が頓挫し、損失が発生するかのような誤解を一般住民に与えるものであり、かつ事業の完遂姿勢に水を差すものであり、このような事実と反する発言については、ひいては組合事業としての信頼が薄れ、保留地の販売促進に大きな影響を与えるものと考え、当組合の事業は現在つつがなく進展しており、引き続き保留地完売を目指し鋭意努力していく、このような現況を千代田町及び議会としてもご理解いただきますよう、ご高配賜るようお願いするというふうに、こういうふうに言っているんですよ。

だから、損失補償をするものじゃないよと、銀行から借りるのは。ということなんですよ。あくまでも、この事業を推進するためにやっているんだと。だから、組合の責任なんですよ、組合。組合にいつているんだから。というふうに思うんですね。市の主張も、これに沿った形で主張しているんじゃないですか、今回の裁判で。どうですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

本件の訴訟の争点といたしまして、区画整理につきましては、実施主体である組合が行うべきであるところ、組合の事業の円滑な実施を図るため、市が損失補償をすることにより、組合への低利の事業資金の借入れをすることができるものでございます。この損失補償は平成26年3月末をもって延長しないということとなりましたが、損失補償の契約が提起時点においても有効であるかが今回の裁判の部分で争われたものでございます。

○佐藤文雄委員

ですから、主張したのは、損失補償は金融機関から借りやすくする、事業を推進するのに有効だからやっているんであって、これは公金を投入するものではないんですよというふうに組合自身が言っているということなんですよ。それをやっぱり市のほうもずっと主張しているんじゃないですかというんです。市のほうの主張ですよ。そうじゃないですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

はい、市の主張はそういうことでございます。

○佐藤文雄委員

それで、私が何回もこれ、やり取りをしているんですよ、市とはね。全て保留地を処分し、債務が返済できないことを判断した場合、事業計画の見直しを行う、資金計画の精査、保留地面積の増、つまり換地を見直して換地を保留地にする、または独自の資金の捻出を再考し対処することを組合で行うのは当然だと、これは当時の平成16年の都市計画課長がはっきりと述べているんですよ。

保留地が完売、なかなか、だって売り抜けちゃっているわけでしょう。売れないんですよ。もうこれ、資料ありますけれどもね。どんどん安く売っちゃっているんだもの。保留地売れなかったんですよ。それで苦しい、苦しい。苦しくないんですよ、だから。資産はあるわけですから。



同じように、これは平成26年3月の定例議会ですけれども、このときの土木部長は、組合が所有する土地、仮換地、これを保留地に戻して、保留地販売として賦課金を解消するという方法もあるというふうに言っているんですよ。だから、全部解決しているんですよ。組合はそれに対してきちっと責任を持たなきゃいけないんですよ。

金融機関についてもそうなんです。金融機関、なぜ今頃そんなこと言っているのか。平成30年ですよ。平成26年3月にはもう全て解決しているのに、それを今さら平成30年にまたそれを出してきている。これは裏があるんですよ、裏。その裏は誰かというのはここでは言えませんが、これを引き出したいと、市から。

何回か請願が出ましたけれども、私はそのたびにいろいろ説明して反対してきました。でも、それがみんな継続審査になったというふうに言われていますが、つまりこれは成り立たないんですよ。だって、個人の資産形成ですから。都市計画決定もしていないでしょう。だって、あそこ見てくださいよ。皆さん行ったって、どこから入って、大塚団地から下りちやう、もう狭くて怖いですよ。だって、車すれ違えないんですもの。それから、ぐるっと曲がって、ぐるっと回って、あつというふうに分らない。このぐらい袋小路になっているんですよ。ですから、あれは都市計画道路ではない。都市のいわゆる区画整理というふうには言えない。一民間の事業だというふうに言えるわけですね。

ですから、それに物すごいお金をもう8億円以上、今言ったように下水道も入れると8億円以上もお金かけているんですよ。それを何で今頃こういうこと出すのかということについては、かなり問題があるというふうに思うんですが、何か市が悪いことしたんですか。何か市がこれに対して、メリットがある、メリットがあると言うけれども、何がメリットなんですか。市民にとってはメリットないですよ、市民。だって、一民間業者の区画整理といわれる事業、民間の開発事業ですよ。それにまた1億4000万円も投入したら、市民は怒りますよ。何が問題なんですか。何で市がこれに和解にしようとしたんですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今回、金融機関3社のほうから市のほうに訴えがございまして、それで裁判所の争点に対する判断基礎となる価値判断といたしましては、そもそも組合事業ということでのいるのですが、当時の町及び市の主導により開始された事業というところで、実質的にも事務を担っていたという点がございまして。それと、組合の債務の弁済状況、また財産状況を踏まえましても、客観的に債権回収の見込みがないという評価もございまして。

あとは、今回連帯保証人からも解決金という形であるのですが、そちらにつきましては、組合の役員であったというところで引き受けたに過ぎなく、なかなか個人の連帯保証人に多額の負担を求めるといっては酷であるというようなところで、こちら、当市のほうの代理人弁護士の意見を踏まえて作成したものでございまして。

○佐藤文雄委員

だから、当市の弁護士が、代理人が軟弱だということじゃないですか。

組合のほうに責任を負わせないで、売り抜けたら、まだまだ資産あったでしょう。組合自体としては仮換地がまだあるんですよ。4億6852万8000円あるんですよ。何でそれを一般の市民に税金として賄うんですか。これ、成り立たないですよ。

これは損失補償という約束というのは債務保証とは違うんですって、損失補償というのは。債務保証と同じ効果を持たせることは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律、略称として財政援助制限法という法律なんです。これ、第3条違反になるんですよ。このことは弁護士分かってい

ますか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

損失補償につきましては、違反ではないということで認識しております。

○佐藤文雄委員

違うよ。私が今言った質問に答えていないじゃないですか。損失補償は違反じゃないじゃ、違うと言っているの。損失補償の約束は債務保証とは違うと言っているの。法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条に違反していると言っているんですよ。こちらの弁護士だよ。そんなのはおかしいでしょう、これ。第3条違反になるんですよ。

これ、私も前に、最後の質問のときかな。土地区画整理組合の借入金、県内5市町村損失補償というふうになっているんですね、ところが、違法性の指摘の判決もあった。違法性の判決。損失補償ですよ。つまり第三セクター、この借入金に対する損失補償している問題については、違法性もあるという司法の判断が下っているということがあるというふうに私、最後に言っているんですよ。もうこれで解決だと。どうですか。これ、答えられなかったらしょうがないですよ、でも。いずれにしてもね。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

地方公共団体は債務保証をすることはできないのですが、損失補償は適法で、行政解釈を通説として認識しているため、違法ではないというふうに認識しております。

○佐藤文雄委員

一般の市民の皆さんはどう考えるんですかということなんです。違法性もあるという指摘もあるんですよ。最後にそう私も言いましたけれどもね。判決もされていると。だって、確かに火をつけたのは市かもしれませんよ、たきつけたのはね。だましたということになるのかもしれないですけども、でも、それはまた別の問題なんです。

金額的な問題があるわけでしょう。どれだけ市が金額を投入したかというのものもあるじゃないですか。これ以上の金額をおかしいでしょう。だって、債務保証と損失補償の違いというのは、債務保証の責任は主に債務者、つまり債務不履行、約束の期限に遅れて支払うことができなかったというところに発生するのに対して、損失補償の責任は金融機関の損失の発生をすなわち債務者、保証人だよ、回収が不能の状態になることによって初めて発生するというんですよ。あるでしょう、財産が。4億6852万8000円あるじゃないですか。この財産、そして売り抜けた9,515平方メートル、これも恐らくたたき売っているわけですから、この金額は計り知れないくらいに低いと思いますが、これだけの問題なんです。ですから、債務者そのものもきちっと補償するという、自分らで解決するということにしなきゃいけないんですよ。

それから、加えて言うと組合がありましたよね。でも、本当に都市整備課がそれを委託みたいな形で事務所費が約2500万円くらいあったんですよ。でも、それに対する請求もしていないんですよ、ほとんど、組合に。もうどれだけこまめに動いたか。その人件費だってばかにならないんですよ。だから、責任取れというんですか、市に。あなたたちがコマネズミのように組合のために活動したのは、それは違うんだよと、あんたらが始めたからなんだと、あんたらの責任だと、俺たちは責任ない、ああ、売っ払った、そんなことってありますか。これ、全然成り立たないですよ。いかがですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

委員のおっしゃるご指摘のとおり、第一義的には主債務者である組合が弁済するべきであって、資金不足等により組合が返済できない場合は連帯保証人が債務を履行するべきものと考えており、それ

については裁判の中でも主張してきたところでございます。

市による損失補償契約の有効期間中に組合の損失が発生した場合には市が負担することとなりますが、損失補償の期限は平成26年3月31日をもって切れており、それまでに損失が確定したとは言えないことから、市としては損失補償の義務はないことも併せて主張をしてきたところでございます。

今回、主債務者である組合に返済能力がないことから本訴訟に至ったものであり、複数の当事者からそれぞれの主張をする中、市の主張は今回受け入れられず、裁判所からの強い和解勧告に応じて解決を図ろうとするものでございます。

○佐藤文雄委員

そういうふうに主張、徹底してやればいいんですよ。和解なんかする必要ないですよ、逆に。判決を下せばいいじゃないですか。判決もらって、これが不服だったら控訴すればいいんですよ。和解なんかとんでもないですよ。

連帯保証人には、融資の時点で組合の理事になるのが通常なんですよ。3人ですか、理事は。この理事が保証人となるということになるわけですね。この前の理事、亡くなった方なんか、大量の仮換地を売り払ったんですよ。すごい金額だったですよ。これもこういう事実もあります。それに代わった理事の中でも、もう高齢で亡くなった方もいらっしゃるって、それに代わって理事になっている人もいるというふうには思います。

いずれにしても、連帯保証人の責任は市の損失補償責任に先行するので、保証人全員の支払い能力に合わせて考えなきゃいけないと。だから、900万円程度というのは、これは異常ですよ。これ、4000万円ぐらいにすればいいんでしょう。四三、十二ね。5000万円ぐらいか。五三、十五、1億5000万円。

(「それじゃ多過ぎる」と発言する者あり)

○佐藤文雄委員

多過ぎる、そうか。いずれにしても、そのぐらいのね。それをちゃんと組合としてやるべきなんですよ。だって、不在地主ですよ、みんな。財産持ちなんですよ。みんなお金あるんですよ。だから、ちゃんと組合で話しすればいいんですよ。どうですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

先ほども、連帯保証人の関係につきましては、組合の役員であったというところで引き受けているに過ぎないということもございまして。そういった中で、個人への連帯保証人への多額の負担というのを求めるのは酷だということでの裁判所の判断でもございまして。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、和解案というのはもう筋違いです。責任を何で市民に転嫁するんですか。市民に責任あるんですか。市を裁判官が非難したとしても、徹底して抗戦すればいいんじゃないですか。言われたからやったとか何とかというのは理由にならないですよ。では、何で仮換地を、何で保留地、先に売らなかったんですか。何で売り抜けたんですか。保留地、ぽんぽん先に売るべきだったんじゃないですか。それと同時に保留地を、いや金額が下がった、やっぱり10万円か12万円ぐらいでしか売れないよという状況だったら、逆に仮換地を増やして、保留地を増やして安く販売をする、そういう方法もあるんだと言っているわけでしょう。そして、結果的には最終的に平成26年に解決したんですよ。これ以上の税金の投入は絶対駄目だというふうに思っております。

では、あとお任せします。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

資力のみならず、組合の事業に対し、市が主体的に関与していた一方、各連帯保証人は組合で理事

長、または副理事長の役職にあったため、連帯保証に応じるに過ぎなかったことが考慮されたものでございます。

和解に応じない場合につきましては、遅延損害金も含めた多額の賠償請求がなされることが予想されます。訴訟の中でも、市の一定程度の責任を認める発言が裁判官からあったことから、市の負担の軽減と、あと組合事業の結了に向けた本和解に応じることといたしたものでございます。

○矢口龍人委員

これ、急転直下、この議案が提案されたんですけれども、今おっしゃるお話をいろいろ伺った中で、結局連帯保証人を守るとか、組合を守るとかという、そういうふうなお話ですけど、では、市民はどうなんですか。皆さん、だって、あそこの向原のあの6ヘクタールの中で1億4000万円の補填してくれということなんですよ。何、関係あるんですか。高倉の人、関係ありますか。牛渡の人、関係ありますか。全く関係ないじゃないですか。よくそんな和解案に乗りますね。これ、この和解案はかすみがうら市が提案したんじゃないですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今回、裁判所のほうから和解勧告を受けて和解に応じるものでございます。よろしく申し上げます。

○矢口龍人委員

違う。和解案、市が1億4000万円を負担しますというのは、市が提案したんじゃないですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

裁判所の提案でございます。

○矢口龍人委員

それならば、これははっきり言って、この議会の中での議論じゃなくて、もっと広く一般市民に知らしめて、それで皆さんの意見を聞くべきではないですか。こんな短期間に、これ、ぱっとやって駆け込みのようなやり方をするのではなくて、しっかりと市民の意見聞いたほうがいいと思いますよ。

我々議員も来年の1月改選になります。この議案をもし賛成して飲み込んでしまったら、何て我々は市民に報告するんですか。3人の連帯保証人のために1億4000万円負担してきましたと言えますか。これはちょっと酷な話だと思いますよ。関係ないんだもの、だって。

さっきも佐藤委員がいろいろ言っていましたけれども、市はもう十分過ぎるほど援助しているんですよ。あとはもう自分たち組合で解決するべき内容だと思いますよ。意見求めてもしょうがないでしょうけれども、私が言いたいのはそういうことです。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

ご意見は承りました。

○矢口龍人委員

副市長にコメントいただけますか。

○副市長（横瀬典生君）

お二人中心にいろいろお話をいただきました。担当部としても、今回の、先ほどは提案と言っていました、勧告でございますので、我々はそれを真摯に受け止めて、この後の対応をしていくと、そういうことになるものでございます。何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○川村成二委員長

ほかにもございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

○佐藤文雄委員

これ、継続審査にしたらいんじゃないですか、ここで決めないで。どうですか、皆さん。

継続審査にしたほうがいいと思いますよ。もうやはり。坪井市長は終わりなんですよ。7月10日に市長選挙があるわけだから、それを何か駆け込みみたいにして市民に負担を迫るというのは、これ、まずいんじゃないですか。これ、継続審査にしたほうがいいと思うんですが、いかがですか。どうですか。

〔「賛成」「動議」と発言する者あり〕

○川村成二委員長

分かりました。

ただいま議案第35号につきましては、佐藤委員ほか1名から継続審査を求める意見がありましたので、採決を取りたいと思います。

お諮りいたします。

議案第35号を継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村成二委員長

起立少数であります。

よって、議案第35号は継続審査としないことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

これ、あまりにもひどいんじゃないですか。これ、長年にわたって、私も向原事業の問題点を指摘しましたよ。今言ったように、この債務保証の問題については、金融機関からの融資をスムーズにすることなんであって、即公金を投入するものじゃないんだよ、そう理解していますよというふうに組合言っていたんですよ。しかも、一旦事業が終わったと思ったら、二束三文の土地ですよ。ほとんどが不在地主。もう7倍もなったという、地価がね。7倍にもなったというふうにも言われていますよ。そこで、保留地を売らないで仮換地をどんどん売っちゃう。それで保留地が売れないという事態が進行してきたんですよ。これも前の副市長、これも分かっていると思いますよ。私も何回も質問していますからね。

組合に全く責任がないみたいに言っていますが、市の支援が足りなかった、市がもっとしっかりすればよかった、だから、また金払えというのは、これ、泥棒に追い金になってしまうんじゃないですか。

市民にとっては、これ、どういう意味なんでしょうか。市民にとって、この1億4000万円というのはかなりの負担になるわけですよ。これも一般財源でしょう。このようなやり方を取ることで体が本当に市民のためにはならない、私は思います。

いずれにしても、安易に和解を成立させれば、損害賠償を請求する住民訴訟、これ、坪井市長ばかりではなくて、議案に同意した議員の連帯責任も追及されることになるんじゃないかなと思います。やはり、ここはしっかりとこの問題を見据えて、皆さん、否決をしていただきたい。

以上です。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部長（根本和幸君）

篠崎課長のほうから補足説明させていただきます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、議案第32号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、都市整備課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。

議案書69ページをお願いいたします。議案概要書は17ページから18ページになります。

歳出予算科目、8款4項2目都市計画推進費、21節、補償、補填及び賠償金、右側の説明欄、都市計画調整に要する経費、その下、向原土地地区画整理組合事業結了解決金1億3900万円でございます。

内容といたしましては、今ほど議案第35号でご説明させていただいた、和解に伴います解決金でございます。金融機関3社に支払うための予算計上をさせていただいてございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

どなたかいらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、議案第32号全体について討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、今、都市計画調整に要する経費、いわゆる向原土地地区画整理事業、これ一般財源じゃないかと。一般財源でした。どんどん一般財源が食われている。

それだけじゃなくて、複合交流施設についても、本来であれば用地買収をしなければ、この水道管の移設補償費も要らないんですよ。私は、そういう意味では、この議案そのものはもう出し直すべ

きだと、再考すべきだというふうに思います。反対です。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それではここで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 4時43分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時44分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、以上をもって、令和4年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後 4時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 川 村 成 二